

# 平成 25 年度住民参加による低炭素都市形成計画策定モデル事業公募要領

平成 25 年 5 月  
環境省総合環境政策局

## 1. 事業の概要及び目的

我が国では、世界の地球温暖化問題に積極的に貢献するため、2013 年以降の地球温暖化対策について現在議論が進められており、また、2050 年に温室効果ガス排出量を現状から 80% 削減することを政府として閣議決定したところです。

特に、人々の生活に関わりの深い家庭部門、業務部門及び運輸部門における排出量が、我が国における総 CO<sub>2</sub> 排出量のうち、全体の約 5 割を占めており、都市や地域の低炭素化の促進が強く求められています。また、都市・地域構造の転換は、地域社会の大きな変化を伴うため、低炭素化対策のみならず、地域社会の多様なニーズを反映させることが求められます。

そのため、本事業では、全国各地の行政計画や面的な開発事業等の検討や実施の機会を捉えて、より効果的な CO<sub>2</sub> 排出量の削減及び住民の多様なニーズを十分に反映した都市・地域の低炭素化を図るための効果的な計画策定等のプロセスの検討を行います。具体的には、関係者や周辺住民、利用者等に対し、CO<sub>2</sub> 削減効果の定量的評価や温暖化対策に係る積極的な情報発信、意見交換等を行って、相互方向で計画策定等を行う地方公共団体や開発事業者等に対して支援を行います。本支援措置によって取り組まれた、面的な開発事業等に係る低炭素化の取組の中から、全国においてモデルとなり得る計画策定プロセスの構築を図るとともに、そうした計画策定プロセスを通じた地域構造の更なる低炭素化を進めていきます。

## 2. 公募対象及び要件

本事業は、環境省が平成 25 年 3 月に作成した「平成 24 年度地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアルに関する低炭素化手法（土地利用・交通関係又は地区・街区関係）」（以下、「低炭素効果推計モデル」といいます。）、又は平成 24 年 3 月に作成した「サステイナブル都市再開発アセスガイドライン～先進的環境配慮のために～」（以下、「アセスガイドライン」といいます。）を踏まえて実施することとします。

### （1）公募対象

本事業は、下記の①又は②に該当する対策や事業計画の検討であって、それらの検討に当たって、「温室効果ガス排出量の削減」に係る定量化を始めとする調査・予測・評価及び環境保全措置についての検討、実施体制の構築、地方公共団体や事業者との連携並びに地域住民とのコミュニケーションに係るモデル的な取組を実施するものを対象とします。

- ①地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画の義務的記載事項である「公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出抑制等に資する地域環境の整備及び改善」に関連して実施が期待され、かつ、低炭素効果推計モデル（注 1）の利用又は改善・拡張（注 2）が想定される、
  - ・土地利用・交通対策（注 3）

又は

- ・地域の未利用熱エネルギーなどのエネルギーの面的利用対策（以下、「地区・街区エネルギー対策」といいます。）（注4）

②アセスガイドラインの利用が想定される、地域のある一定の面的広がりを有する範囲で、建物群の新築、改築、増築若しくは機能改善が行われる事業（以下「再開発事業等」といいます。）（注5）の計画の検討であって、事業の進捗段階としては、「計画の初期段階」から「供用段階」にあるもの（注6）

（②の再開発事業等においては、追加的に「生物多様性への配慮」、「ヒートアイランド現象の緩和」及び「資源循環の促進」等の環境配慮事項も取組対象とすることも可能）

注1）低炭素効果推計モデルは、「土地利用・交通モデル」と「地区・街区モデル」の2つからなります。このうち、「土地利用・交通モデル」は、人々（居住者・従業者）がどこに家やオフィスを構え（土地利用）、どのような交通手段でどこにどれだけ向かうか（交通）のモデルを組み合わせ、地域における様々な土地利用・交通対策によって、自動車からのCO2排出量がどう変わるかを定量的に計算するものです。「地区・街区モデル」は、一定の区域（地区・街区）において、一方では再生可能エネルギー・未利用エネルギー等の供給量を算出し、他方では家庭やオフィスにおける電気・熱等のエネルギー使用量（需要量）を算出し、両者をマッチングすることで、地域特性に応じた面的なエネルギー利用によってどれだけCO2が削減されるのかを定量的に計算するものです。

注2）低炭素効果推計モデルの利用に当たっては、必ずしもモデルどおりに使うだけでなく、例えば、現在地区・街区モデルに含まれていない温泉熱を使って供給推計を行うなど、モデルの改善・拡張に資するものも含まれます。

注3）土地利用・交通モデルでは、その具体的な対策例として、「自転車利用の環境整備」「既存公共交通（バス・鉄道）の増便」「既存公共交通機関の速度向上」「郊外の立地規制」が挙げられていますが、これらの対策にとどまらず、地域における土地利用のあり方や交通について影響を与えるもの（都市機能の集約を図るための拠点となる地域の整備その他都市機能の配置の適正化や、バス・鉄道・路面電車・LRT等の活用や自動車の交通規制等）は幅広く「土地利用・交通対策」に含まれますし、モデルの利用が可能です。

注4）地区・街区モデルでは、そのエネルギーの具体的な供給源として、清掃工場排熱、工場排熱、下水熱、河川熱、木質系バイオマス（熱）、食品系バイオマス（熱・電気）、コージェネ機器導入（熱・電気）、太陽光発電（電気）が挙げられていますが、上記注2のとおり、これらの供給源に留まらず、例えば温泉熱などを推計することも考えられます。

注5）アセスガイドラインP.4の「1 対象事業」をご参照ください。具体的には、一定の事業計画として、ある一定の範囲で建築物群の新築、改築、増築又は機能改善（屋上緑化の導入など既存の建築物の設備の増設や一部更新等により建築物の有する機能を改善すること）が行われる事業であり、都市再開発法に基づく市街地再開発事業に限らず、総合設計制度など他の制度を用いた事業、任意の再開発事業等も含まれます。

注6）アセスガイドラインP.5をご参照ください。

## (2) 公募対象の要件

- ①検討する対策又は事業の実施によって、当該区域におけるエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出削減に資することが見込めること
- ②(1)①に該当する場合においては、
  - ・低炭素効果推計モデルを使って定量化したCO<sub>2</sub>排出量削減量等を基に、地域の住民、事業者、NPO等と対策内容を共有し、意見交換等を行うこと
  - ・当該地方公共団体（民間事業者にあつては、共同提案した地方公共団体）における、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）又は都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素まちづくり計画において、本事業で検討する対策を将来的に盛り込むことを見込んでいること
  - ・本事業を踏まえ、低炭素効果推計モデルの利用可能性や改善点について提言すること
- ③(1)②に該当する場合においては、
  - ・以下a)及びb)～e)の環境配慮項目に関し、建物単体の対策のほか、敷地全体を利用した面的な対策等を積極的に図るものであること。なお、a)は必須とし、b)～e)は必須ではないが、なるべく幅広い環境配慮がなされることが望ましい。
    - a)温室効果ガス排出量の削減（必須）
    - b)生物多様性への配慮（任意）
    - c)ヒートアイランド現象の緩和（任意）
    - d)資源循環の促進（任意）
    - e)その他の環境配慮項目（任意）
  - ・アセスガイドラインを参考に、(3)で選択した環境配慮項目について、定量的な目標設定をし、対象面的事業の実施による環境影響の調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を基に、目標の達成に向けた具体的な取組、実施体制、モニタリング方法等を検討すること。
  - ・具体的な取組等の検討に当たっては、アセスガイドラインを用いて、関係者や有識者による検討会等において、公平かつ開かれた議論を行うとともに、立地する地方自治体や地域の住民、事業者、NPO、地域への来訪者等との情報共有、説明会、ワークショップ、相互のコミュニケーション等を行い、これらの検討を広範な関係者の参画によって行い、より住民ニーズに適合した低炭素型の開発事業を行う点においても、モデル的な取組が認められること。
  - ・事業成果が、アセスガイドラインの内容の検証等に資するものと認められること。

## 3. 応募資格

- (1)本事業に応募できる方は、以下のいずれかによることとします。
  - 2.(1)①に該当する場合にあつては、
    - ・地方公共団体
    - ・民間事業者（地方公共団体との共同提案による場合に限る。）
  - 2.(1)②に該当する場合にあつては、
    - ・再開発事業等を行う事業者（以下、「開発事業者」という。）（開発事業者以外の者が応募する場合は、開発事業者との共同提案によること）

- ・開発事業者が協議会等に参加している場合の当該協議会等

(2) 本事業の受託者は、応募を行った者とします。

2 者以上の者が共同で応募を行う場合は、その主たる業務を行う者が代表者として一括して、応募及び受託するものとし、代表者以外の者を共同実施者とします。代表者は、環境省での審査過程に関する連絡・対応にあたって、総括的な責任を有するほか事業の進行管理を行っていただくことになります。

#### 4. 採択基準と審査手続

一般公募を行い、応募主体より提出された提案をもとに、CO<sub>2</sub>削減効果の推計手法や住民参加の手法、及び対策や事業そのものの実現可能性及び先進性等の観点から厳正に審査を行い、予算の範囲内で、優れた事業を選定します。

応募内容に係る審査は以下の手順で行います（審査は非公開）。審査では、応募者からのヒアリングを実施します。

##### (1) プレ審査（資格・要件チェック）

応募書類に記載された事業内容等の各項目が基礎的要件を満たしているかどうかについて、環境省が審査します。例えば、公募要領の「2. 公募対象及び要件」「3. 応募資格」に示すいずれの公募対象や要件、応募資格にも該当しない場合など、明らかに要件を満たしていないものは、以降の審査を行わないものとします。また、応募書類の明らかな記載ミス（書式・対象事業・経理・積算・削減効果など）や書類の不備がある場合にも、以降の審査の対象とならない場合があります。

##### (2) ヒアリング審査

プレ審査を通過した応募については、環境省が設置する審査委員会において応募主体からヒアリングを行い、実証事業としての要件及び行政的観点等に基づき、事業内容等の各項目について採点し、予算の範囲内において、原則として高得点の事業から順次採択します。また、採択にあたっては、計画の内容、事業費や実施体制等の変更をお願いする場合があります。なお、採択結果については、事業者名・事業概要等を環境省ホームページ等に掲載する予定です。

##### (3) 審査項目

2. (1) ①に該当する場合の審査項目は以下のとおりです。

##### ①検討する土地利用・交通対策又は地区・街区エネルギー対策の内容

- ・検討する対策の内容について、具体的に記載されているか。
- ・対策の内容が地域特性を活かした取組であるか。
- ・対策の内容が、住民参加を活かした先進的なものと言えるか。
- ・対策の内容が、実現可能性の高いものであるか。
- ・検討した対策が、将来的に適切に地方公共団体事項計画や低炭素まちづくり計画等の行政計画に盛り込まれるものであるか。

## ②低炭素効果推計モデルの利用

- ・ 利用する低炭素効果推計モデルの性質・内容を適切に理解しているか。
- ・ 低炭素効果推計モデルの実証、改善・拡張に資するものであるか。

## ③住民参加の内容

- ・ 住民参加の内容について、具体的に記載されているか。
- ・ 低炭素効果推計モデルを十分に活用した住民参加であるか。
- ・ 類似の住民参加手法と比べ、先進的な住民参加手法であるか。

## ④目標設定と目標達成に至る道筋

- ・ 事業の目標設定やマイルストーンの設定は適切か。
- ・ 事業の目標達成に至る道筋が適切に示されているか。

## ⑤事業の実施体制・役割分担、スケジュール

- ・ 関係者による適切な役割分担に基づく実施体制が築かれており、各自の役割が明確で実効性が確保されているか。
- ・ 事業のスケジュールが明確に示されているか。

2. (1) ②に該当する場合にの審査項目は以下のとおりです。

- ・ 2. (2) 公募対象の要件に掲げた項目に関し、それぞれ、先行的かつモデル的な取組みが認められること。

## 5. 応募の方法について

### (1) 応募書類の書式（応募様式）について

応募に当たり提出が必要となる書類は以下の書類とします。応募書類の作成に当たっては、必ず次の電子ファイルをダウンロードし、所定の様式に従って作成するようお願いいたします。また、応募書類に重大な不備等があった場合は、本モデル事業の選定対象外とさせていただきます。

- ・ 平成 25 年度住民参加による低炭素都市形成計画策定モデル事業提案（個票①又は②のいずれか）
- ・ 応募者が地方公共団体以外の場合には、企業パンフレット等業務概要が分かる資料、定款又は寄付行為、経理状況説明書（直近 2 決算期の賃借対照表及び損益計算書）
- ・ その他参考資料

### (2) 応募書類の提出方法について

#### ①提出方法

事業の応募に必要な書類と電子媒体を提出期限までに、持参または郵送によって（電子メールによる提出は受け付けません）、環境省へ提出して下さい。応募書類は、封書に入れ、宛名面に「応募事業者名」及び「住民参加による低炭素都市形成計画策定モデル事業応募書類在中」と朱書きで明記して下さい。受付期間以降に環境省に到達した書類のうち、遅延が環境省の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募して下さい。また、郵送する場合には、特定記録郵便など、配達記録の残る方法によって下さい。

・宛先：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 環境省総合環境政策局環境計画課

②応募に必要な提出物及び提出部数

各書類について、正本 1 部・副本 7 部を提出して下さい。また、書類の電子データ（パンフレット等の参考資料は不要）を保存した電子媒体（CD-R）を 1 部提出して下さい（電子媒体にも、応募者名を必ず記載して下さい）。

但し、パンフレット等は 1 部、正本への添付のみとします。

③提出いただいた応募書類について

提出いただいた応募書類は、返却いたしません。また、応募書類等に含まれる個人情報、「平成 25 年度住民参加による低炭素都市形成計画策定モデル事業」以外の目的で使用することはございません。

④応募書類の受付期間

平成 25 年 5 月 16 日(木)～平成 25 年 6 月 17 日(月)17:00 まで

※ 応募期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募事業として受け付けません。応募状況に応じ、予算配分が可能な場合には、追加公募を行います。

## 6. 応募にあたっての留意事項

### (1) 本事業の契約形態等

本事業は、国からの委託事業となります（補助金ではありません）。

①委託費は、原則として 1 件あたり 20,000 千円を上限とすることを想定しておりますが、提案内容に応じ、予算（平成 25 年度 220,000 千円）の範囲内で委託します。

②本事業の年数は、原則 2 か年以内とします（1 か年でも可）。2 か年で業務を行う場合には、2 か年の時間を要する理由や計画策定のスケジュールを具体的に提示していただき、期間を要する必要性について説明していただくこととなります。（ただし、委託契約は年度ごとに行います。次年度以降の契約については下記の（6）を参照ください。）また、受託者は、毎年度目標をあらかじめ設定し、目標達成について自己評価を行っていただきます。設定した目標の達成状況については、各年度 2 月頃に評価を行うことにし、継続実施の可否について審査します。

③委託費の支払は、事業完了後の検査後払い（精算払）を原則としています。精算払とは、委託事業が終了し、受託者から完了報告書が提出された後に、環境省が完了検査を実施し、契約の適正な履行を確認するとともに、精算報告書に基づき委託事業に要した経費の額を確定した後に委託費を支払うことをいいます。

### (2) 本事業で使用する備品の導入方法

委託業務で使用する備品等（消耗品は含みません。）の導入にあたっては、原則としてリース方式による導入を検討の上、応募書類の作成をお願いします。国からの委託費で購入・取得した物品等の所有権は環境省に帰属することから、実証期間終了後に、撤去・無償貸与（地

方公共団体の場合)・売払のいずれかによって処分する必要が生じます(詳細は、「応募書類  
本事業で計上できる経費について」をご参照下さい。)

### (3) 既助成事業の応募禁止

本事業が対象とする対象面的事業の計画策定段階において、既に他府省の補助金等の助成を受けている(助成の決定を含む)事業については、本事業への応募はできません。ただし、本事業の対象となる対策や事業であっても、支援対象外の部分への助成(事業の工事に対する助成など)は問題ありません。また、応募者は、本事業への応募後、当該応募に係る事業について他府省の補助金等の助成が決定した場合は、直ちに取り下げの連絡をして下さい。

### (4) 虚偽の応募に対する措置

- ①応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、委託契約の解除、違約金の徴収等を含む措置をとることがあります。
- ②応募書類に記載された目標を達成できないことが判明した場合、提案根拠の設定ミス等、明らかに応募者の責に帰す事由の場合には、上記①の措置をとることがあります。

### (5) 事業の中止等の措置

応募者は、天災地変その他やむを得ない事由により事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、事業の中止等について事前に環境省と協議する必要があります。

### (6) 次年度以降の契約

委託契約は、単年度ごとの単年度契約となります。ただし、年度ごとに業務遂行状況が良好と認められる場合、提出された計画に基づき次年度以降の契約を締結します。ただし、次年度以降の契約は、次年度において所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の予算見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の大幅な変更を行ったり、契約を締結しないことがあります。

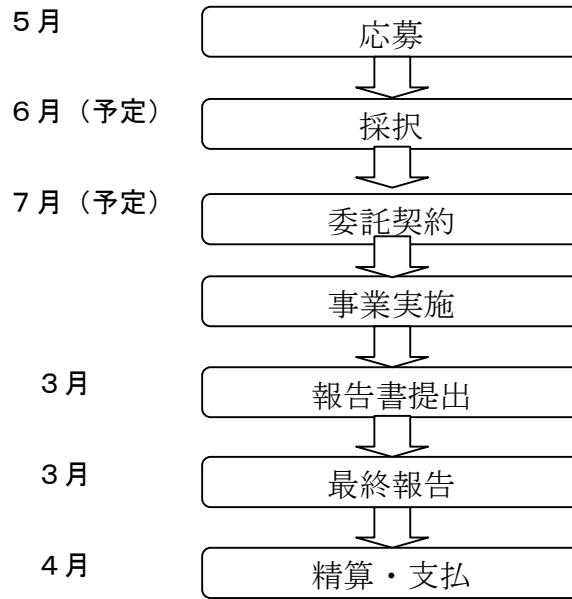
### (7) 応募書類の取扱い

提出された応募書類は、当該応募者に無断で、環境省及び審査委員会において採択の審査以外の目的に使用することはありません。ただし、採択された事業者の提案内容は、契約仕様書にその内容が記載されるものであり、契約締結後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報等)を除いて開示される場合があります。

### (8) 事業報告書等について

受託者は、環境省と契約書を締結することにより当該業務を開始することとします。また、委託業務が終了した場合、平成26年3月14日(金)までに事業実施結果について環境省に最終報告を行った上で、環境省へ事業報告書を提出するものとします。なお、本モデル事業は、2.の要件を満たす取組を国の委託事業として行うものであり、設備等に対する補助は含まれません。

## 7. 事業の流れ（予定）



## 8. その他

(1) 環境省担当官や外部審査委員への働きかけ・陳情等により、審査の公正中性が確保されないと判断された場合には、審査及び採択対象から除外します。

(2) 採否を問わず、審査結果に対するご意見には対応いたしかねますので、予めご了承下さい。

(3) 本事業は平成 25 年度からの新規事業であり、他府省の既存事業で既に検証がなされている応募内容は、採択対象から除外する場合があります。

## 9. 問い合わせ先

公募に対する問い合わせは、下記担当者までお願いいたします。

< 2. (1) ① / 応募書類個表 1 (低炭素効果推計モデル) 担当 >

〒100 - 8975 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

環境省総合環境政策局環境計画課 尾崎・船越

TEL: 03-3581-3351(内線 6257) / FAX 03-3581-5951

Email: SOKAN\_CHIIKI@env. go. jp

< 2. (1) ② / 応募書類個表 2 (アセスガイドライン) 担当 >

〒100 - 8975 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

環境省総合環境政策局環境影響審査室 田中・石井

TEL: 03-3581-3351(内線 6209) / FAX 03-3581-2697